

VI-1 別紙様式16 (中央会の定款変更の認可)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
中央会名
会長 氏 名 印

定款変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会において、定款変更の議決を行ったので、農業協同組合法第73条の33第2項の規定により定款変更の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 定款変更条文新旧対照表
- 3 定款全文 (現行のもの)
- 4 定款変更の議決をした総会の議事録 (謄本)
- 5 その他必要な書類

(総会招集通知の写し、全国農業協同組合中央会の指導連絡文書の写し等)

VI-2 別紙様式17 (監査規程変更の承認)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
中央会名
会長 氏 名 印

〇〇中央会監査規程変更承認申請書

監査規程を変更したいので、農業協同組合法第73条の26第3項の規定により規程変更の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 監査規程新旧対照表
- 3 監査規程全文 (現行のもの)
- 4 規程変更の決定を証する書面 (総会の議事録 (謄本) 等)

VI-2 別紙様式18 (監査規程廃止の承認)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
中央会名
会長 氏 名 印

〇〇中央会監査規程廃止承認申請書

監査規程を廃止したいので、農業協同組合法第73条の26第3項の規定により規程廃止の承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 規程廃止の決定を証する書面 (総会の議事録 (謄本) 等)

員外利用規制に関する主な事業区分とその計算方法

主たる事業	員外利用の限度	員外利用根拠
1. 貯金の受入 (農協法第10条第1項第3号)	組合員利用の25/100まで可 $\frac{\text{組合員外からの貯金・定期積金の受入}}{\text{組合員からの貯金の受入}} \leq 25\%$	農協法第10条第17項 施行令第1条の2第1号
2. 資金の貸付 (農協法第10条第1項第2号)	組合員利用の25/100まで $\frac{\text{組合員外への貸出}}{\text{組合員への貸出}} \leq 25\%$	農協法第10条第17項 施行令第1条の2第1号
指定組合の場合	貯金・定期積金の合計額の15/100まで可 $\frac{\text{組合員外への貸出}}{\text{貯金・定期積金の合計額}} \leq 15\%$	農協法第10条第18項 施行令第1条の3
3. 共済事業 (農協法第10条第1項第10号)	組合員利用の1/5まで可 $\frac{\text{組合員外からの受入共済掛金}}{\text{組合員からの受入共済掛金}} \leq 20\%$	農協法第10条第17項
4. 購買事業 (農協法第10条第1項第4号)	組合員利用の1/5まで可 $\frac{\text{組合員外への購買事業供給高及び取扱高}}{\text{組合員への購買事業供給高及び取扱高}} \leq 20\%$	農協法第10条第17項
5. 販売事業 (農協法第10条第1項第8号)	組合員利用の1/5まで可 $\frac{\text{組合員外の生産物の販売高及び取扱高}}{\text{組合員の生産物の販売高及び取扱高}} \leq 20\%$	農協法第10条第17項
6. 医療事業 (農協法第10条第1項第11号)	組合員利用と同率(100/100)まで可 $\frac{\text{組合員外の利用高}}{\text{組合員の利用高}} \leq 100\%$	農協法第10条第17項 施行令第1条の2第2号

<留意事項>

- (1) 事業年度末において、事業年度間の事業の利用分量(金額)をそれぞれ累計する。
ただし、「1. 貯金の受入」及び「2. 資金の貸付」は、平均残高を用いて算出する。
- (2) 「4. 購買事業」及び「5. 販売事業」の取扱高は、例えば委託販売における受入高に手数料を足し合わせたものである。

IV-2 別紙定款例（農事組合法人定款例）

制定	平成14年3月1日
改正	平成15年3月31日
	平成18年7月20日
	平成18年12月18日
	平成19年1月25日
	平成23年2月28日
	平成25年5月15日
	平成27年3月3日

本定款例は、一律に適用することを求めるものではなく、本定款例と異なる内容の記載であっても、法令等で定める必要事項（※）や適切な内容が記載されていれば差し支えない。

※ 農事組合法人の定款には、法第72条の11の規定に基づき、次の事項については必ず記載しなければならない。

- 1 事業（定款例第6条）
- 2 名称（定款例第2条）
- 3 地区（定款例第3条）
- 4 事務所の所在地（定款例第4条）
- 5 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定（定款例第8条、第9条、第13条）
- 6 出資1口の金額及びその払込みの方法並びに1組合員の有することのできる出資口数の最高限度（定款例第17条、第18条）
- 7 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定（定款例第37条、第41条）
- 8 利益準備金の額及びその積立ての方法（定款例第38条）
- 9 事業年度（定款例第36条）
- 10 公告の方法（法人が公告（法又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。）（定款例第5条）
- 11 役員の数、職務の分担及び任免に関する事項（定款例第19条から第22条まで）
- 12 組合の存立時期を定めたときはその時期
- 13 現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数（定款例別表）

農事組合法人定款例(出資制の場合)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、農事組合法人〇〇（又は〇〇農事組合法人）という。

(地区)

第3条 この組合の地区は、〇〇県〇〇郡〇〇村字〇〇の区域とする。

[備考] 地区の範囲は、農民たる組合員の住所がある最小行政区画（市町村区）又はそれ以下（大字、字等）で規定することとし、最小行政区画が複数ある場合は、これを列記すること。

(事務所)

第4条 この組合は、事務所を〇〇県〇〇郡〇〇村に置く。

[備考] 所在地については、最小行政区画まで記載すれば足りる。

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

[備考] 1 事務所の掲示場に掲示する方法のほか、時事に関する事項を掲示する日刊新聞紙に掲載する方法により公告を行う場合には、本条第1項を次のように規定すること。

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、〇〇において発行する△△新聞に掲載する方法によってこれをする。

(注) 1 「〇〇において発行する△△新聞」の「〇〇」には都道府県名などの発行地を記載する。なお、発行地を限定しない場合には、「〇〇において発行する」を削ること。

2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告ではなく官報に掲載する方法による場合は、「〇〇において発行する△△新聞」を「官報」に改めること。

2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告ではなく電子公告による公告を行う場合は、本条第1項を次のように規定すること。

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、電子公告による公告によってこれをする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときは、〇〇において発行する△△新聞に掲載するものとする。

(注) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときに、官報による公告を行う場合は、「〇〇において発行する△△新聞」を「官報」に改めること。

第2章 事業

(事業)

第6条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員の農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）及び農作業の共同化に関する事業
- (2) 農業の経営
- (3) 前2号の事業に附帯する事業

[備考] 1 列挙事業中行わない事業は削ること。また、養畜等農業の一部門についての事業を行う組合は、各号中「農業」をその内容に応じてそれぞれ適当な字句に改めること。

2 法第72条の8第1項第2号かつこ書の事業を行う場合は、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。ただし、以下の列挙事業中行わない事業は削ること。

(3) 前号に掲げる農業に関連する事業であって、次に掲げるもの

- ① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- ② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ③ 農業生産に必要な資材の製造
- ④ 農作業の受託

(4) 農業と併せ行う林業の経営

3 なお、水産業、産業廃棄物処理業、経営コンサルタント業など法第72条の8第1項に規定された事業に該当しないものは、農事組合法人の定款に一切規定できないので、留意すること。

(員外利用)

第7条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に前条第1号の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第72条の8第3項に規定する範囲内とする。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

- (1) 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (2) 農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (3) 農業協同組合及び農業協同組合連合会で、その地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの
- (4) この組合に農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構
- (5) この組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人
- (6) この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約、新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約、実用新案権

についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者

- 2 この組合の前項第1号又は第2号の規定による組合員が農業を営み、若しくは従事する個人でなくなり、又は死亡した場合におけるその農業を営まなくなり、若しくは従事しなくなった個人又はその死亡した者の相続人であって農業を営まず、若しくは従事しないものは、この組合との関係においては、農業を営み、又は従事する個人とみなす。
- 3 この組合の組合員のうち第1項第4号及び第5号に掲げる者及び前項の規定により農業を営み、又は従事する個人とみなされる者の数は、総組合員の数の3分の1を超えてはならない。

〔備考〕1 第6条第2号の事業を行わない組合においては、本条を次のように改めること。

(組合員の資格)

第8条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

- (1) 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (2) 農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの

2 例えば、酪農業に関する共同利用施設の設置を行う組合においては、本条を次のように改める等各組合の実態に即して組合員資格を具体的に明記すること。

(組合員の資格)

第8条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

- (1) 乳牛〇頭以上を飼養する酪農を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (2) 乳牛〇頭以上を飼養する酪農に従事する個人であって、その住所又はその従事する酪農に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの

3 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第32条第2項において準用する同条第1項による組合員たる地位の継続を認める農事組合法人に関しては、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えること。

3 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより、この組合の組合員でなくなった者で同法第23条第1項の認定を受けた農用地利用改善事業を行う団体（以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の理事の過半数による確認を受けたものは、引き続きこの組合の組合員とする。

- (1) その住所がこの組合の地区内にある者であること。
- (2) 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。
- (3) 農民である組合員と協同して農業の生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進すると認められる者であること。

4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第9条により、農業法人投資育成事業を営む株式会社からの出資を認める農事組合法人においては、本条第1項に次の1号を加えること。

(6) この組合に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第6条に規定する承認事業計画に従って同法第2条第2項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第5条に規定する承認会社

(加入)

第9条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうかを記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。

3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、書面をもってその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

4 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。

5 出資口数を増加しようとする組合員については、第1項から第3項までの規定を準用する。

[備考] 1 第6条第2号の事業を行わない組合においては、本条第1項中「及びこの組合の事業に常時従事するかどうか」を削ること。

2 現物出資を認めようとする組合においては、第1項中「引き受けようとする出資の口数」の次に「(現物出資をしようとする者にあつては、出資の目的たる財産)」を加え、第3項中「その旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込み」の次に「(現物出資にあつては、出資の目的たる財産の給付。次項において同じ。)」を加えること。

3 出資について分割払込制を採る組合においては、本条第3項中「出資の払込み」を「出資の第1回の払込み」に改めること。

4 加入の諾否の決定を、組合員全員の同意にかからしめる場合には、本条第2項中「総会で」を「組合員全員の同意を得て」に、理事の過半数の同意にかからしめる場合には、本条第2項中「総会」を「理事の過半」に改めること。

(資格変動の申出)

第10条 組合員は、前条第1項の規定により提出した書類の記載事項に変更があつたとき又は組合員たる資格を失つたときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

(持分の譲渡)

第11条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第9条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項の出資の払込みは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。